

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人 税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人 税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場 合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場 合の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 6 《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 6 《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係 第 1 款 共通事項 第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等 第 3 款 海洋運輸業等	第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係 第 1 款 共通事項 第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等 第 3 款 海洋運輸業等
第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係	第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係
第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係	第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係
第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係 第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係 第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係 第 46 条 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係 第 46 条の 2 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係 第 47 条 《企業主導型保育施設用資産の割増償却》関係 第 47 条の 2 《特定都市再生建築物の割増償却》関係 第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係 第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係</p>	<p>第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係 第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係 第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係 第 46 条 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係 第 46 条の 2 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係 第 47 条 《企業主導型保育施設用資産の割増償却》関係 第 47 条の 2 《特定都市再生建築物の割増償却》関係 第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係 第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》関係</p>
<p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 《共通事項》関係 第 55 条 《海外投資等損失準備金》関係 第 55 条の 2 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係 第 56 条 《特定災害防止準備金》関係 第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係 第 57 条の 4 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係 第 57 条の 5 《保険会社等の異常危険準備金》関係 第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係 第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係 第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第 57 条の 9 《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係</p>	<p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 《共通事項》関係 第 55 条 《海外投資等損失準備金》関係 第 55 条の 2 《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係 第 56 条 《特定災害防止準備金》関係 第 57 条の 4 《原子力発電施設解体準備金》関係 第 57 条の 4 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係 第 57 条の 5 《保険会社等の異常危険準備金》関係 第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係 第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係 第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第 57 条の 9 《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 削 除</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削 除</p> <p>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等</p>	<p>第3章 削 除</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削 除</p> <p>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
第2款 収益の額	第2款 収益の額
第3款 原価の額	第3款 原価の額
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係	第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係
第1款 課税対象の範囲等	第1款 課税対象の範囲等
第2款 収益の額	第2款 収益の額
第3款 原価の額	第3款 原価の額
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例	第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例
第64条～第66条の2（共通事項）関係	第64条～第66条の2（共通事項）関係
第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係	第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係
第1款 収用等の範囲	第1款 収用等の範囲
第2款 補償金の範囲等	第2款 補償金の範囲等
第3款 圧縮記帳等の計算	第3款 圧縮記帳等の計算
第4款 収用証明書等	第4款 収用証明書等
第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係	第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係
第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係	第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係
第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係	第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係	第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等	第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等	第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定	第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係	第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係
第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係	第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等	第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等
第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係	第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係
第 1 款 特殊の関係	第 1 款 特殊の関係
第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定	第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定
第 3 款 比較対象取引	第 3 款 比較対象取引
第 4 款 独立企業間価格の算定	第 4 款 独立企業間価格の算定
第 5 款 利益分割法の適用	第 5 款 利益分割法の適用

改 正 後	改 正 前
<p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p> <p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p>	<p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p> <p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p>

改 正 後	改 正 前
第 66 条の 4 の 4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係	第 66 条の 4 の 4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係
<p>第 12 章 支払利子等に係る課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《<u>対象純支払利子等</u>に係る課税の特例》 関係</p>	<p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《<u>関連者等</u>に係る<u>純支払利子等</u>の課税の特例》関係</p>
<p>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p>	<p>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p>
<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p>	<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係 第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人等	第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係 第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人等

二 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (対象純支払利子等に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (対象純支払利子等に係る課税の特例) 関係 <div style="text-align: right;">(廃 止)</div> <div style="text-align: right;">(廃 止)</div>	第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係 <u>(発行済株式－払込未済株式)</u> <u>66 の 5 の 2-1 措置法第 66 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。</u> <u>(直接又は間接保有の株式)</u> <u>66 の 5 の 2-2 措置法第 66 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に規定する特殊の関係にあるかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)</u></p> <p><u>66の5の2-3 措置法第66条の5の2第2項第1号に規定する特殊の関係の有無の判定において、名義株は、その実際の権利者が保有するものとしてその判定を行うことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</u></p> <p><u>66の5の2-4 措置法令第39条の13の2第8項第3号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。</u></p> <p>(1) <u>一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)、ノウハウ等に依存してその事業活動を行っていること。</u></p> <p>(2) <u>一方の法人の役員が2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があること。</u></p> <p>(註) <u>措置法令第39条の13の2第10項第2号に規定する「その他これに類する事実」については、(1)又は(2)の「一方の法人」は「法人」と、「他方の法人」は「個人」と読み替えて適用する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(金銭債務の償還差損等)</u></p> <p><u>66の5の2-5 措置法令第39条の13の2第2項に規定する「法人税法施行令第136条の2第1項に規定する満たない部分の金額」のうち、同項の規定により損金の額に算入した額が、措置法第66条の5の2第2項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(短期の前払利息)</u></p> <p><u>66の5の2-6 法人が、各事業年度において、措置法第66条の5の2第2項に</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>規定する関連者等（以下「関連者等」という。）に支払った支払利息のうち基本通達 2-2-14 によりその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入された前払利息の額は、同項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(負債の利子の範囲)</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-7 措置法第 66 条の 5 の 2 第 2 項に規定する「負債の利子」には、次に掲げるようなものを含むことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>買掛金を手形によって支払った場合において、関連者等に対して当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額</u></p> <p>(2) <u>営業保証金、敷金その他これらに類する預り金の利子</u></p> <p>(3) <u>金融機関の預金利息及び給付補填備金繰入額（給付補填備金繰入額に準ずる繰入額を含む。）</u></p> <p>(廃 止) <u>(原価に算入した支払利子等)</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-8 法人が、関連者等に対する支払利子等（措置法第 66 条の 5 の 2 第 2 項に規定する支払利子等をいう。以下同じ。）の額につき固定資産その他の資産の取得価額に算入した場合又は繰延資産として経理した場合であっても、当該事業年度において当該関連者等に支払うものは、同項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(原価に算入した支払利子等の調整)</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-9 法人が、関連者等に対する支払利子等の額のうち固定資産その他の資産の取得価額又は繰延資産の金額（以下「固定資産の取得価額等」という。）に含めたため直接当該事業年度の損金の額に算入されていない部分の金</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>額（以下「原価算入額」という。）がある場合において、当該支払利子等の額のうちに措置法第 66 条の 5 の 2 第 1 項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額（以下「損金不算入額」という。）があるときは、当該事業年度の確定申告書において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額を限度として、当該事業年度終了の時ににおける固定資産の取得価額等を減額することができるものとする。この場合において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額は、当該損金不算入額に、当該事業年度における関連者等に対する支払利子等の額のうちに当該固定資産の取得価額等に含まれている支払利子等の額の占める割合を乗じた金額とすることができる。</u></p> <p><u>④ この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度）において決算上調整するものとする。</u></p> <p><u>（経済的な性質が利子に準ずるもの）</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-10 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 2 項に規定する「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において、損金の額に算入される調整差額（基本通達 2-1-34 の調整差額で損金の額に算入される金額をいう。）が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>また、同条第 15 項に規定する「経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合において、益金の額に算入される調整差額（同通達の調整差額で益金の額に算入される金額をいう。）が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-11 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 5 項に規定する「当該事業年度の</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額</u>とは、例えば、同項に規定する除外対象特定債券現先取引等（以下「除外対象特定債券現先取引等」という。）に係る負債の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた負債の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。</p> <p>⑥ <u>その事業年度の開始の時及び終了の時における除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。</u></p> <p><u>（除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法）</u></p> <p><u>66の5の2-12 措置法令第39条の13の2第5項に規定する除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高は、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引（措置法第66条の5第5項第8号に規定する債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引をいう。以下同じ。）に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額をもって除外対象特定債券現先取引等に係る負債の月末残高とし、当該事業年度における平均残高を除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高としても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>（対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義）</u></p> <p><u>66の5の2-13 措置法令第39条の13の2第6項に規定する「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額</u>とは、例えば、除外対象特定債券現先取引等に係る同項に規定する対応債券現先取引等（以下「対応債券現先取引等」という。）に係る資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた資産の帳簿価額の</p>

(廃止)

(廃止)

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>平均的な残高をいうものとする。</u></p> <p>(注) <u>その事業年度の開始の時及び終了の時における対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。</u></p> <p><u>(除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額の計算方法)</u></p> <p><u>66の5の2-14 措置法令第39条の13の2第5項の「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額」は、法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について66の5の2-12により計算している場合にあっては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る支払利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該事業年度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。</u></p> <p>(1) <u>66の5の2-12により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額</u></p> <p>(2) <u>66の5の2-12により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る借入金の月末残高</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(控除対象受取利子等合計額に含まれる内部利子の額)</u></p> <p><u>66の5の2-14の2 外国法人の措置法第66条の5の2第1項の規定の適用に係る同項に規定する控除対象受取利子等合計額を計算する場合において、法第138条第1項第1号に規定する内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該恒久的施設に係る同号に規定する本店等から受ける措置法第66条の5の2第3項に規定する受取利子等に該当することとなる金額を含めて計算してい</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(原価に算入した支払利子等)</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-1 法人が支払利子等 (措置法第 66 条の 5 の 2 第 2 項第 2 号に定める支払利子等をいう。以下 66 の 5 の 2-10 までにおいて同じ。) の額につき</u></p>	<p><u>るときは、これを認める。</u></p> <p><u>(対応債券現先取引等に係る受取利子等の額の計算方法)</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-15 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 16 項の「対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」は、法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について 66 の 5 の 2-12 により計算している場合にあつては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る受取利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該事業年度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。</u></p> <p><u>(1) 66 の 5 の 2-12 により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る貸付金又は借入金の月末残高のうちいずれか少ない金額</u></p> <p><u>(2) 66 の 5 の 2-12 により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る貸付金の月末残高</u></p> <p><u>(債券現先取引等に係る負債の帳簿価額及び資産の帳簿価額)</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-16 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 7 項の規定により、同条第 5 項に規定する「負債の帳簿価額」及び同条第 6 項に規定する「資産の帳簿価額」は、その会計帳簿に記載されているこれらの金額によるのであるから、税務計算上の否認金があつても、当該否認金の額は、これらの額に関係させないことに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(金銭債務の償還差損等)</u></p> <p><u>66の5の2-4 措置法令第39条の13の2第2項に規定する「法人税法施行令第136条の2第1項に規定する満たない部分の金額」のうち、同項の規定により損金の額に算入した額が、支払利子等の額に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(経済的な性質が利子に準ずるもの)</u></p> <p><u>66の5の2-5 措置法令第39条の13の2第2項に規定する「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において、損金の額に算入される調整差額（基本通達2-1-34の調整差額で損金の額に算入される金額をいう。）が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>また、同条第22項に規定する「経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合において、益金の額に算入される調整差額（同通達の調整差額で益金の額に算入される金額をいう。）が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(負債の利子の範囲)</u></p> <p><u>66の5の2-6 措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する「負債の利子」には、次に掲げるようなものを含むことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 買掛金を手形によって支払った場合において、当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額</u></p> <p><u>(2) 営業保証金、敷金その他これらに類する預り金の利子</u></p> <p><u>(3) 金融機関の預金利息及び給付補填備金繰入額（給付補填備金繰入額に準ずる繰入額を含む。）</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)</u></p> <p><u>66の5の2-7 措置法令第39条の13の2第9項に規定する「当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、除外対象特定債券現先取引等（同条第8項に規定する除外対象特定債券現先取引等をいう。以下同じ。）に係る負債の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた負債の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。</u></p> <p><u>(注) その事業年度の開始の時及び終了の時における除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法)</u></p> <p><u>66の5の2-8 除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高(措置法令第39条の13の2第9項に規定する平均負債残高をいう。以下同じ。)</u> <u>は、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引(措置法第66条の5第5項第8号に規定する債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引をいう。以下同じ。)</u> <u>に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額をもって除外対象特定債券現先取引等に係る負債の月末残高とし、当該事業年度における平均残高を除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高としても差し支えないものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)</u></p> <p><u>66の5の2-9 措置法令第39条の13の2第10項に規定する「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、除外対象特定債券現先取引等に係る同項に規定する対応債券現</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>先取引等（以下「対応債券現先取引等」という。）に係る資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた資産の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。</u></p> <p><u>④ その事業年度の開始の時及び終了の時における対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。</u></p> <p><u>（除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額の計算方法）</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-10 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 9 項の「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額」は、法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について 66 の 5 の 2-8 により計算している場合にあっては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る支払利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該事業年度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。</u></p> <p><u>(1) 66 の 5 の 2-8 により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額</u></p> <p><u>(2) 66 の 5 の 2-8 により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る借入金の月末残高</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>（債券現先取引等に係る負債の帳簿価額及び資産の帳簿価額）</u></p> <p><u>66 の 5 の 2-11 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 11 項の規定により、同条第 9 項に規定する「負債の帳簿価額」及び同条第 10 項に規定する「資産の帳簿価額」は、その会計帳簿に記載されているこれらの金額によるのであるから、税務計算上</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(直接又は間接保有の株式)</u></p> <p><u>66の5の2-14 措置法第66条の5の2第2項第4号に規定する特殊の関係にあるかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)</u></p> <p><u>66の5の2-15 措置法第66条の5の2第2項第4号に規定する特殊の関係の有無の判定において、名義株は、その実際の権利者が保有するものとしてその判定を行うことに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</u></p> <p><u>66の5の2-16 措置法令第39条の13の2第15項第3号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。</u></p> <p><u>(1) 一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)、ノウハウ等に依存してその事業活動を行っていること。</u></p> <p><u>(2) 一方の法人の役員が2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があること。</u></p> <p><u>(3) 措置法令第39条の13の2第17項第2号に規定する「その他これに類する事実」については、(1)又は(2)の「一方の法人」は「法人」と、「他方の法人」は「個人」と読み替えて適用する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(控除対象受取利子等合計額に含まれる内部利子の額)</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>66の5の2-17 外国法人の措置法第66条の5の2第1項の規定の適用に係る同項に規定する控除対象受取利子等合計額を計算する場合において、法第138条第1項第1号に規定する内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該恒久的施設に係る同号に規定する本店等から受ける措置法第66条の5の2第2項第7号に規定する受取利子等に該当することとなる金額を含めて計算しているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(対応債券現先取引等に係る受取利子等の額の計算方法)</u></p> <p><u>66の5の2-18 措置法令第39条の13の2第21項の「対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」は、法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について66の5の2-8により計算している場合にあっては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る受取利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該事業年度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。</u></p> <p><u>(1) 66の5の2-8により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る貸付金又は借入金の月末残高のうちいずれか少ない金額</u></p> <p><u>(2) 66の5の2-8により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る貸付金の月末残高</u></p>	<p>(新 設)</p>

三 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第102号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年財務省令第14号)をいう。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>